



ドイツ革命期の海軍兵士最高評議会

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2011-12-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山田, 義顕 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00006281

ドイツ革命期の海軍兵士最高評議会

山 田 義 顕

一九一八—一九一九年のドイツ革命の導火線となったのは、社会主義諸政党や労働者による組織的な運動ではなく、ドイツ大洋艦隊の水兵・機関兵による自然発生的な反乱であった。

第一次世界大戦末期の一九一八年一〇月末、ドイツ海軍指導部は、イギリス艦隊に最後の総攻撃を加える命令を出した。すでに、ドイツが軍事的に敗北し、休戦と平和が目前に迫った時点でのこの無謀な出撃命令に対し、大洋艦隊の水兵・機関兵は、ボイラーの火を消し、出航を拒否する行動に出た。

ヴィルヘルムスハーフェンでのこの服従拒否事件は、現存体制の打倒や社会主義の実現といった革命的目標を目指していたわけではなく、直接的には戦争の終結（平和の実現）、間接的には戦時中に海軍内に鬱積していた将兵間の身分差別の撤廃、苛酷な生活条件の改善（海軍の民主化）を求める兵の切実な願望に起因するものであった。そして、こうした期待や要求が海軍指導部によって無視、あるいは拒否されたとき、不満が服従拒否となって爆発したのである。

兵の服従拒否により、艦隊の出撃は中止されたが、その一方で、海軍指導部は断固たる措置をとり、千名以上の反乱兵を逮捕して、これをキールに送った。一一月一日、キールの水兵たちは、逮捕された仲

間の釈放を求めて代表を鎮守府司令官の所へ派遣したが、要求は拒否された。二日、水兵たちは、キールの労働組合会館で海兵隊員や労働者と善後策を練ったが、結論にはいたらなかった。三日、労働者を含む大デモ隊と巡察隊の武力衝突が起こり、この事件を契機に水兵の運動は急進化することになる。そして四日、水兵たちは「兵士評議会」を形成し、将校の武装解除をおこない、艦船に赤旗をかかげた。鎮守府司令官は、もはや事態を收拾できず、水兵たちの要求に屈し、キールは、蜂起した四万の水兵と海兵隊員の手に落ちた。これが、ドイツ革命の出発点である。¹⁾

この時点で形成された水兵の「評議会」は、いまだ政治的意思を積極的に形成する機関ではなく、水兵の不満や要求を代弁するための、あるいはその成果を守るための自主的組織としての性格が強かった。つまり、水兵たちが蜂起し、みずからの要求を貫徹しようとするれば、まずなによりも海軍で絶対的支配者として君臨している将校団との対決を避けることはできなかったし、この将校団の権威を剝奪してのみ、運動の成果が保証されたのである。その意味では、水兵運動の原動力は、「反将校団」の立場であり、またその後の経過をみても、海軍はどこの傾向が顕著なところではなかったと思われる。

もちろん、水兵の運動に政治的傾向が皆無であったわけではない。雑多な社会層から構成された陸軍兵士の場合とはちがって、海軍の兵

員には、海軍が技術関係者を必要としたこともあって、工業地域の熟練労働者の出身がかなりの比重を占めていた。しかも、その多くは、戦前に社会民主党や労働組合に組織されていて階級意識もかなり高く、また社会から断絶した前線で戦った陸軍兵士とはちがって、軍港の造船労働者などとの接触もあり、国内の政治動向に関する情報も入手しやすい立場にあった。ただ、革命初期の段階では、水兵たちの政治意識は、なお明確な統一の指針を形成するほどには成熟していなかった。水兵運動の政治化は、労働者、あるいは社会民主党や独立社会民主党といった政治勢力の革命への参加をまつて、はじめて具体化してくるのである。それは、海軍の民主化が政治体制の根本的変革なくしては実現されえないことを、水兵たちが自覚した段階でのことであつた。

それはともかく、キールの事件は、政府の派遣したグスタフ・ノスケ（社会民主党）が水兵・労働者の支持のもとに「総督」の座についたことよつて、いちおう鎮静化することになる。ノスケは、水兵のエネルギーを巧みに操縦して社会民主党の路線（反乱の局地化、秩序と安寧の回復）に方向づけ、また自尊心を傷つけられた海軍将校団の權威を、部分的にはあれ回復したのである。

しかし、キールの事件は、すでに北海・バルト海沿岸地域に波及しつつあつた。革命の波は、一月五日にリュベックとブルンスビュッテルコーク、六日にはハンブルク、ブレーメン、ヴィルヘルムスハーフェン、七日にはハノーファー、オルデンブルク、ケルンを巻き込み、八日には、西部ドイツの大都市すべてをその支配下におき、さらにドイツ全土に拡大する勢いを示した。多くの場合、事件は同じような展開を示し、キールから散った兵が到着すると、駐屯地の陸軍兵士や工場の労働者がこれに呼応し、将校の逮捕と武装解除がおこなわれ、兵

士評議会、労働者評議会の選出がみられた。そして、各地の軍・文官当局は、無抵抗のうちに労兵評議会の主権を承認した。

この時期、水兵たちは、革命の担い手、あるいは主役として、歴史の表舞台にはじめて登場したといえよう。キールから各地に散った水兵たちは、初期の革命運動にあつて主導的役割を演じたのであり、「水兵服」は、いわば革命のシンボルとしての観を呈していたのである。

しかし、革命が沿岸都市から内陸へと波及するにつれ、また多数の陸軍兵士や労働者、さらにはさまざまな政治勢力が革命に関与するにつれ、水兵独自の運動は、拡散し弱体化してしまふ。革命全体のなかで水兵のもつ意義は、相対的に低下し、水兵は、もはや革命の主体ではなくなり、ふたたび表舞台から消えてしまふのである。

ドイツ革命に関する研究の多くが、ヴィルヘルムスハーフェンでの服従拒否とその原因、キールでの反乱の拡大といった革命初期の水兵運動について詳細に論じながらも、それ以後の水兵、あるいは海軍の動向にあまり関心を示していないのは、こうした経緯によるものである。それとは対照的に、革命期の軍部に関する研究の中心は、陸軍兵士の運動と陸軍指導部の動向へと移っていく。反乱によつて崩壊の危機に直面した海軍とはちがって、戦争に敗れたとはいえ、陸軍指導部の権力はなお温存されていたし、また陸軍部隊で形成された兵士評議会も、革命の帰趨に決定的な意味をもつたからである。

とはいえ、革命期を通じて海軍兵士としての独自の運動がなくなつたわけではなく、北ドイツの沿岸都市で個別に推進されていた水兵の運動は、やがて統一的な中央組織へと収斂されていく。これが、本稿

の中心となる「海軍五三人委員会」（「海軍中央評議会」）である。首都ベルリンの海軍省を拠点とするこの水兵の組織は、海軍省の統制を通して海軍の民主化を達成することを目標として設立されたが、革命の進展とともに、水兵たちの目標と中央政府の政治的、軍事的目標の差が明らかになるにつれ、政府との対立を深め、急進化、政治化の方向をたどることになる。

本稿では、これまで等閑視されがちだったキール以後、とりわけベルリンを中心とした水兵の運動に焦点をあわせ、その成立から解体までの過程を、中央政府、海軍指導部の動きと絡めて跡づけてみたい。もちろん、この時期の水兵の運動は、ベルリンでの革命の展開と密接な関係にある。したがって、次章では、まずベルリンの一般的な政治状況を概略しておきたい。

二

一九一八年一月九日、革命の波は首都ベルリンにも達し、「パン・自由・平和」を求める大衆のデモが街頭にあふれた。

帝国宰相マックス・フォン・バーデン公は、皇帝ヴィルヘルム二世の退位を宣言するとともに、宰相職を社会民主党のフリードリヒ・エーベルトに委ねた。エーベルトを党首とする社会民主党は、穏健な西欧型の議会主義の樹立を基本方針としていたため、革命の急進化を望まず、すみやかに事態を収拾して「秩序と安寧」を回復しようとしていた。また、党にとって、ロシアの「ソヴィエト」を意味する「評議会」はポリシェヴィズムにはかならなかったもので、これを否定して憲法制定国民議会の招集を急ぐ方針でもあった。もちろん、社会民主党の想定する国家形態は、ブルジョア民主主義国家であったので、評議会と

民主主義の両立を唱える独立社会民主党（その左派には、ベルリンの金属労働者の組織を背後にもつ革命的オプロイテが属していた）、「すべての権力を評議会へ」をスローガンとして、プロレタリア独裁を志向する「スバルタクス団」といった左翼革命派陣営との抗争は必至であった。

しかし、革命を阻止しようという社会民主党の思惑とは逆に、ベルリンの兵舎や工場では、あいついで労兵評議会が形成され、革命は急進化しはじめた。エーベルトは、政権を維持して革命の主導権をにぎるため、その先手を打って、社会民主党と独立社会民主党幹部の合同連立で事態を切り抜けようとし、両党対等の新政府を形成した。この新政府は、「人民委員評議会（政府）」と呼ばれ、社会民主党からは、エーベルト、フィリップ・シャイデマン、オットー・ランツベルク、独立社会民主党からは、フーゴ・ハーゼ、ヴィルヘルム・ディットマン、エミール・バルトの計六名が参加した。

一〇日の夕刻、ブッシュ曲馬館で大ベルリン労兵評議会大会が開かれ、大会は、人民委員評議会の成立を承認するとともに、「大ベルリン労兵評議会執行評議会」を選出し、これにドイツにおける最高権力を委ねた。ここに、「人民委員評議会」と「執行評議会」という二つの機関が成立したが、両者の権限についての規定はいまいで、評議会権力をどこまで維持できるかは、なお流動的であった。たとえば、執行評議会の構成は、兵士一四名、労働者一四名で、労働者一四名のうち半数が社会民主党、残りの半数が独立社会民主党左派のオプロイテとなり、しかも、兵士一四名は社会民主党かブルジョア派の影響下にあつたことをみると、評議会のなかでの社会民主党の優位がうかがえる。すでに述べたように、エーベルトにとって、革命の継続は政治目標

ではなかったし、現存体制の転覆も望んではいなかった。したがって、エーベルトは、政権維持と革命阻止のために、伝統的な軍部や官僚の協力に頼らざるをえなかった。一月一〇日の夜、エーベルトと陸軍最高司令部のヴィルヘルム・グレーナーとのあいだで協定が結ばれ、両者の相互依存関係がはじまった。この協定でグレーナーは、左翼急進派との闘争、「評議会の無秩序」の終結、国民議会の招集、および「秩序と安寧」の回復に尽力することを約束し、そのみかえりとして、旧軍の維持、とりわけ将校の權威（指揮権、階級章、武器携帯など）の回復の保証をエーベルトから得た。

人民委員政府のこうした旧権力との結びつきは、従来の官僚制度にほとんど手をつけなかったことにも現れている。たとえば、政府は、「次官」制度をもうけて、社会民主党、あるいは独立社会民主党のメンバーを旧来の中央省庁に「次官」として派遣し、省庁の活動を統制、監視させた。しかし、この制度にしても、中央省庁の抜本的革命をめざすものではなく、むしろ「政治的連続性」を維持するものであった。¹⁾ ちなみに、海軍省には、前述のノスケ（社会民主党）と独立社会民主党のエヴァルト・フォクトヘルが派遣され、海軍省の指令に副署する権限をもつことになった。²⁾

以上がベルリンの状況であるが、ここで当時の海軍指導部の状況について簡単に触れておきたい。

革命が水兵の反乱からはじまったため、最初に、また直接的に壊滅的打撃を破ったのは、海軍指導部であった。両鎮守府（キールとヴィルヘルムスハーフェン）や各海軍基地の司令官は、水兵の要求に屈し、将校の權威は失墜した。また、かなりの将校が、帝政の崩壊、革命の温床としての海軍に絶望して退役し、混乱状態は避けられなかった。

海軍の指導組織にも、大幅な組織の改変がみられた。第一次世界大戦末期、ドイツ海軍の主要な指導部は、海軍省、海軍内局、それに軍令部とそのなかに設置された海戦指導部であった。このうち、主として人事に関係する海軍内局は、すでに革命勃発前の一八年一〇月二八日に海相の配下におかれ、その後一二月一三日に、海軍省に正式に吸収されて人事局に格下げされる。海戦指導部も、一月二一日の休戦条約の終結とともに無用の存在となって解体され、軍令部は、海軍省に附属したのち、やがて廃止される。³⁾ したがって、革命期の海軍にあって、指導部の中央組織としてともかくも機能しえたのは、ベルリンのライプチヒ通りに居をかまえる海軍省のみであった。

海軍省は、一月一四日に人民委員政府によって正式にその存続と活動が認められ、政府と政府派遣の二名の次官の監督のもとに業務を継続することになった。⁴⁾ そして、留任を認められた海相エルンスト・リッター・フォン・マン提督は、政府のもとで休戦条約の履行と動員解除のために、海軍を指導する義務を負った。しかし、海軍全体としては、混乱のため団結力はなく、また国内に配備できる部隊もなかった。陸軍とはちがって、政府は、これを革命制圧の軍事力として用いることはできなかった。海軍が、たとえばエーベルト・グレーナー協定のような重要な政治的、軍事的決定に参加できなかった理由の一つには、こうした軍事力の欠如も関係していた。いずれにしても、海軍指導部は、革命当初から、陸軍最高司令部やプロイセン陸軍省に比肩する立場になかったのである。

三

さて一方、北海・バルト海沿岸地域で革命運動が高揚するにつれ、

各地で海軍兵士を中心とする評議会の成立がみられていた。そのなかでも代表的なものは、キールの「バルト海鎮守府最高兵士評議会」、ヴィルヘルムスハーフェンの「二人評議会」、ハンブルクの「ニーダーエルベ最高海軍評議会」で、クックスハーフェンにも「行動委員会」(「二人評議会」)とその「執行委員会」(「五人評議会」)が成立している。¹⁰⁾

各地に成立した評議会の個々の要求や立場については、詳細に触れる余裕はないが、基本的には、キール兵士評議会の個別要求をまとめた「一四か条」が踏襲されている。¹¹⁾ここでは、ヴィルヘルムスハーフェン、ゲーステミュンデ、ヴァルデミュンデ、ブルンスビュッテルコークの要求をみると、キールと同じ内容の要求としては、次のようなものがある。①全拘留者(軍紀違反者、脱走兵、政治犯)の釈放、②言論、集会、出版の自由、無制限の政治的自由、③検閲の廃止、④上官による兵の適切な処遇、⑤勤務時間外の上下関係なし、敬礼義務の廃止、⑥兵士評議会メンバーの勤務免除。なお、キール要求にはみられないが、将兵同等の糧食といった項目も散見される。¹²⁾こうしてみると、要求の多くは、海軍内での兵の地位の向上(海軍の民主化)が中心となっており、政治的要求のない点が注目される。

なお、ハンブルクの「ニーダーエルベ海軍最高評議会」の活動報告によると、評議会は、その管区での海軍に関する主権を主張し、次のような基本原則を掲げている。①革命の成果を守り、左右いづれからの一揆に対しても、革命を防衛する。②海軍の声望を高める。③休戦条件をすみやかに履行する。④ハンブルクの治安を維持する。⑤同志に食糧を調達する。多くの水兵評議会にも、これと共通した活動があったと推定されるが、報告は、こうした原則が「海軍将校の協力なし」

で実行されたことを、誇りをもって回顧している。¹³⁾

こうした地域的な水兵の運動が、統一的な中央組織の形成へと方向づけられる契機となったのは、休戦条約締結翌日の十一月二日に、人民委員政府が海相マンにあてた次のような内容の指令であった。¹⁴⁾

①いかなる状況においても、海軍内で軍規と秩序を維持すること。

②動員解除完了まで、上官(将校)が命令権をもつ。

③上官は、武器と階級章を保持する。

④兵士評議会や信任者委員会が形成されているところでは、規律と秩序を維持するために、将校を支援しなければならない。

この指令は、新政府のもとでの海軍指導部と兵の関係を規定したもののだが、ここでは海軍将校団と兵の伝統的な関係が再確認され、将校団の権威の回復が明記されている。海相マンは、これを海軍各方面に傳達するとともに、この指令にしたがって、ただちに海軍将校を命令権のある職務に復職させようとした。

海相マンは、それ以前の十一月八日に「兵士評議会は対立政府を意味するもので、政府には承認されていない」との立場を表明していたが、九日のベルリンでの革命の勃発とともに、兵士評議会を海軍省と軍令部に形成することを約束し、これとの妥協を図る方針に転換していた。したがって、マンにとつて、一二日の政府指令は、ふたたび海軍の主導権を握るチャンスであった。さらに、省内に設立されていた兵士評議会(四名の上等水兵と一名の下士官によって構成されていた)も、将校に妥協的な立場を示し、この指令を尊重するよう各地の水兵評議会に呼びかけた。¹⁵⁾

しかし、各地の水兵評議会にとって、この指令は、これまでの運動の成果を帳消しにし、自分たちの目指す海軍の民主化を阻むものでし

かなかつた。とりわけ問題となつたのは、将校の命令権の継続であり、これに反対する抗議運動が各地で起こつた。たとえば、キールの最高兵士評議会は、一月一四日の抗議文で、この指令が海軍内で動揺と憤激をひきおこしていることを指摘し、人民委員政府に次の提案を検討するよう要請している。

「休戦・講和条件に必要な措置を適切に遂行するために、……将校は、もっぱら技術的、軍事的助言者としてのみ、権力の担い手たるバルト海鎮守府最高兵士評議會を援助する」¹⁵⁾。

こうした状況のなかで、一月一九日、北海・バルト海沿岸地域の水兵評議会の代表が、ヴィルヘルムスハーフェンに集まり、将校の命令権の継続に一致して反対するとともに、すべての水兵評議会の中央機関として「海軍中央委員会」(「五人委員会」)を設立し、これに海軍全体に対する軍事命令権を委ねた。この委員会は、バルト海鎮守府(キール)の代表二名、北海鎮守府(ヴィルヘルムスハーフェン)の代表二名、ニーダーエルベ(ハンブルク)の代表一名によって構成され、本拠地をヴィルヘルムスハーフェンにおいた。

さらに、委員会は、これまでベルリンの海軍省と軍令部にあつた兵士評議會にかえて、海軍省と軍令部を統制、監視する機関をつくるために、そのメンバーを選出するよう各地の評議會に求めた。この結果、北海鎮守府管区から二四名、バルト海鎮守府管区から二〇名、ニーダーエルベから五名、ベルリンから四名の水兵が選出され、ベルリンの海軍省に派遣されることになつた。¹⁶⁾

こうして、一月二三日、ベルリンの海軍省で「海軍五三人委員会」が成立した。五三人委員会は、さらに「戦前から熟練をつんだ社会主義者を選出の対象」として、五名の水兵からなる「海軍中央評議會」

を選び、これを委員会の執行機関とした。そして、中央評議會は、その成立をベルリンの執行評議會、人民委員政府、全省庁に文面で通告した。¹⁷⁾海軍中央評議會のメンバーは、オットー・トスト(ベルリン)、キルヒヘーファー、ライツ(キール)、ヴェンゴラ、ヴァルダウ(ヴィルヘルムスハーフェン)だったが、のちにキルヒヘーファーにかわつてアルバース(ヴィルヘルムスハーフェン)が加わり、アルバースが議長に選ばれた。そして、一月二六日に、海軍中央評議會は、海軍省と軍令部が五三人委員会の監督下にはいると決議し、今後、海軍省と軍令部の出す指令はすべて、次官のほかに海軍中央評議會の副署によつて、はじめて法的有効性をもつとされた。¹⁸⁾また、一月三〇日には、将校は五三人委員会に選挙されてはならないとの通告が、人民委員政府に対して出されている。¹⁹⁾

なお、兵士のみによつて構成された革命的機関による中央省庁の統制は特殊な例で、たとえば、陸軍省には、これに相当する統制機関がなかつたことは注目に値する。したがつて、兵の統制する民主的な海軍を建設しようという情熱に支えられた五三人委員会が、革命の担い手と自負し、ほかの兵士評議會の模範になろうとしたことは、当然の勢いであつた。いずれにしても、海軍においては、海軍の主導権をにぎろうとする三つの機関、すなわち海軍省、人民委員政府派遣の二名の次官、五三人委員会(中央評議會)が鼎立することになつたが、この抗争は、前二者と後者の水兵組織によつて展開されることになる。

ちなみに、五三人委員会(中央評議會)の構成メンバーについては、委員会設立集會に出席した三九名の名前と派遣管区しか確認できなかった。²⁰⁾したがつて、メンバーの出身階層、経歴は、若干のものを除いては不明であるし、また除隊などによるメンバーの交代もかなりあつた

ようで、この面から委員会の性格規定は不可能である。ただ、ここでは、五三名のうち四名が現役の「人民海兵团」のメンバーで、中央評議会にも属したトスト（一八八三年生まれ、ベルリンの金属労働者、戦時中海軍に入隊）は、「人民海兵团」の司令官だったことを指摘しておこう。²³

この「人民海兵团」とは、本来、一月中旬に人民委員政府を守るために、クックスハーフェンから呼びよせられた水兵とベルリンの水兵によって構成された部隊であったが、その後、しだいに左傾化し、社会民主党に対抗する独立社会民主党左派の武装集団とみなされるようになっていた。一月末には、その兵力は、三、二〇〇を数えたといわれる。五三人委員会は、この「人民海兵团」と結びつくことによって、その後ろ楯を手に入れ、委員会の発言もかなりの重みをもつことになった。このことは、やがて起こる「人民海兵团」と政府派部隊の武力衝突（一月二十四日）の結果、海兵团の削減がはじまると、五三人委員会の発言力にも影響を与えることになる。

四

五三人委員会の設立当時、海軍省には一四の部局があり、千名以上の将校、官吏が勤務していたが、委員会は、海軍省の業務執行、財政など活動全体を効果的に統制するために、常設、臨時の委員会をつくり、また各部局に一〜二名の委員を配属して活動の監視にあたった。²⁴ 五三人委員会は、その活動と目的として、①賃金制度の新規定、②除隊手続の実施、③社会主義的な意味での海軍組織、④従来の序列と階級章の廃止、⑤各地の兵士評議会の活動に対する指図などを挙げ、「反動的な旧体制の意味での指令がもはやできないように、細部にい

たるまで社会主義的な試みに一致するような配慮をおこなった」として、その統制の効果を自負している。²³ しかし、委員会による統制の効果がどの程度にまで及んだかは、未解決の問題である。というのも、水兵のなかには、行政、管理運営に経験のないものがかなりいたと想定されるし、また、将校や官吏の拒否的な態度もあって、相当な混乱があったと思われるからである。

海相マンや次官のノスケにとつて、委員会の個別的な業務統制もさることながら、政治的活動や革命の継続に向かう委員会の姿勢こそが問題であった。たとえば、一月はじめに、五三人委員会の会議に出席したノスケは、革命的権利にもとづいて海軍を代表するという委員会の主張を、国家権力への介入であるとして、こう記している。

「五三人委員会は、すべての海軍問題を独自に規定する議会として会議を開く、との提案がなされた。評議会は、思うままに決定をおこなうし、こうした状況のもとで政府が協力する気があるのかどうかをたずねたい、と。委員会は、政府の執行権に介入する権利をまったくもっていないという私の説明に対し、ある演説者は異議を唱え、評議会は、海軍の最高の機関として、自己の革命的権利から行動すると述べた。私は少数派だったので、ホールを去った。」²⁴

ノスケが五三人委員会の会議に出席したのは、これがはじめてで最後であった。当初より委員会の統制とその政治的姿勢に強い不信感を抱いていたノスケは、やがて委員会の存在そのものを承認しない立場をとり、委員会と激しく対立することになる。

一方、海相マンは、当面のところ委員会との妥協によって事態を切り抜けようとしていた。たとえば、一月二三日、マンは、水兵の利益が「今後、海軍の兵士評議会と海軍省の双方によって」代表されな

ければならないと約束している。²³ また、五三人委員会の会議に出席した折、マンは、委員会の設立を歓迎し、海軍省のすべての将校、官吏とともに委員会を支持し、相互の信頼のうえに協力するつもりだと述べ、委員会の信頼を得ない将校を活動から排除する用意があるとも表明している。²³

しかし、こうした妥協は、一時的なものでしかなかった。おそらく、マンにとつては、将校の權威の回復によって、海軍再建の糸口をみつけることが最重要課題であつたらうし、そのためにまず水兵評議会との協調方式をみつけ、やがて政府の支援のもとにこれを解体することに關心があつたと思われるからである。

のちに、五三人委員会は政府、海軍省の立場の変化について、次のように述べている。

「休戦条約の実行にわれわれが必要であつたあいだは、五三人委員会の活動は承認された。しかし、政府がわれわれの援助で確かな地歩を占めてしまうと、とくに、われわれが海軍省での活動によってワラ人形などではないことを示しはじめると、われわれは、突然まったく無用の存在になつてしまつた。」²⁴

五三人委員会が、海軍省の統制をこえて、政治問題にも積極的に介入するようになるのは、一二月になつてからのことだが、その党派の立場については、必ずしも明確な像が得られない。一般に、労働者の評議会では社会民主党、陸軍兵士の評議会では社会民主党とブルジョア派の影響が強かつたといわれるが、これに較べると、五三人委員会（中央評議会）は、独立社会民主党が「表面的には」支配的であつたようでもある。前述の「人民海兵団」との結びつきは、その一つの証左であらう。しかし、各地から集まつた委員会メンバーは、一定の基

準にしたがつて選出されたわけではなく、各地の水兵評議会に人選が委ねられたのであるから、メンバーも雑多で不統一な構成にならざるをえず、政治意識にもかなりの差があつたと思われる。このことは、独立社会民主党左派に属するカール・バイアー（クックスハーフェン）も認めているところで、たとえば、キールから派遣された水兵は、総督ノスケの統制下にあつたこともあつて、社会民主党系の水兵が多く、しかも政治能力というよりは、管理能力を基準として選出がおこなわれていた。²⁵

五三人委員会は、一二月九日に「政治綱領」²⁶を發表したが、それは、党派的に不統一な委員会に共通の政治目標を与えるためでもあつた。この綱領の作成には、前述のバイアーがあたり、彼は、スパルタクス団のカール・リープクネヒトに助言を求めた。綱領採択の前に、委員会メンバーの要請で、社会民主党のシャイデマン、独立社会民主党のハーゼ、そしてリープクネヒトが、委員会に呼ばれて説明をおこなつた。全員一致で決議、採択された綱領が、明らかに妥協の産物となつていることからして、この過程でかなりの議論があり、修正が加えられたものと思われる。

綱領は三項からなり、第一項では「社会主義共和国」の建設と「永久国際平和」の樹立が掲げられている。ついで第二項では、「原則的には、憲法制定国民議会の招集に同意する」とされ、その一方で「国民議会にいたるまで、権力は労兵評議会の掌中にとどまる」との文言が挿入されている。当時すでに、「国民議会の招集」（社会民主党と独立社会民主党多数派）か「評議会体制」（独立社会民主党左派、スパルタクス団など）かが、一二月中旬に予定されていた全国労兵評議会大会の最重要項目であると考えられていたが、五三人委員会の多数は、

国民議会の招集に賛成した。革命の成果が保証されていないことを理由に、「すべての権力を評議会へ」という提案をおこなったバイアーも、最終的には多数派の立場に妥協せざるをえなかった。³⁰ こうしてみると、委員会の多数が、評議会を少なくとも国民議会招集にいたるまでの過渡的機関として位置づけ、評議会の主権に制限を加えようとしたことがわかる。

第三項では、一八九一年に採択された社会民主党の「エルフルト綱領」の通り、一〇項目の要求が列挙されていて、社会民主党の戦前からの根強い影響力がうかがえる。

しかし、その一方で、五三人委員会（中央評議会）が、はっきりと反社会民主党の路線をとっていた例もある。二月六日、反革命陣営による一連の一揆が勃発し、これに社会民主党が関係していたとの噂もあって、人民委員政府内の社会民主党と独立社会民主党の委員の決裂の兆しが現れた。海軍中央評議会は、こうした状況に対して、二月一二日の会議で「われわれは、社会主義共和国という綱領をもつエーベルト・ハーゼ政府のために、保安部隊として秩序と安寧を維持する」と決議した。さらに、現在の政府が解体した場合には、ハーゼ（独立社会民主党）の方針に同意し、武器をとって守るとの決議が、無記名投票により全員一致で採択された。³¹ ここでは、海軍中央評議会が、少なくとも社会主義共和国を求める政府のみを支持していること、また政府分裂の場合には、独立社会民主党の側に立つとの意志が貫かれている。むろん、この声明のみをもって、五三人委員会ないしは中央評議会のメンバーが、独立社会民主党を全面的に支持していたとはいえず、「政治綱領」にみられるように、さまざまな政治的志向の存在も否定できない。さらに、彼らが、社会民主党と独立社会民主党の政策

のちがいをどこまで認識していたかという疑問も残る。

五三人委員会の党派的立場がかなり不明確だったとはいえ、社会主義共和国の樹立と革命的権利にもとづいて海軍を代表するというその立場は、人民委員政府、さらには海相マンには受け入れられないものであり、閣議でも五三人委員会への不満、非難が再三にわたって唱えられている。たとえば、二月一三日、海相マンは、閣議において委員会の介入について苦情を申し立て、処置が講じられない場合には辞任するとの意向を示している。またこの席上、シャイデマンも、海軍省が休戦委員会にあてた重要な電報を、五三人委員会が長時間にわたって押さえたことを指摘し、「この連中はすべて、責任のかけらももっていない」と批判している。³² こうして、五三人委員会と政府、海軍省の対立が鮮明になってくるが、これが議事日程にのぼったのは、二月一六日から二〇日にかけて、ベルリンで開催された第一回全国労兵評議会大会でのことであった。

この大会では、すでに述べたように、国民議会の招集か評議会体制かが最重要項目であったが、ほぼ五〇〇名の代表のうち三分の二が社会民主党の組織下にあつたため、評議会に最高立法権と執行権を付与しようという提案は否決され、国民議会の選挙を一九年一月一九日とする提案が、圧倒的多数によって可決された。この点については、評議会大会は、みずからの存在を否定したかにみえたが、その一方で、有名な「ハンブルク条項」を採択し、軍政改革の方針を堅持した。これは、階級章の廃止、兵による指揮官の選挙、人民軍の設立など、将校の特権的地位の排除を骨子とするもので、当然ながら、陸海軍の指導部にも、またこれとの協力関係を維持しようとする社会民主党にも容認できないものであった。³³

たとえば、海相マンは、一月一八日に、人民委員政府につきのよ
うな内容の覚書を送っている。①五三人委員会の縮小、②兵士の要求
（「ハンブルク条項」）の問題、③各地の兵士評議会に対する政府権力
の行使。とりわけ、「ハンブルク条項」に対しては、「選挙によって選
ばれた指揮官を将校のかわりにするという決議が実行されたら、海軍
での活動は技術的に不可能になる」とし、こうした条件のもとでは、
海軍将校団の協力は約束できない、と政府に圧力をかけている。また、
マンは、一月二〇日の政府と労兵評議会執行評議会の合同会議にお
いても、「ハンブルク条項」の実施に反対する陸軍最高司令部のグレイ
ナーに同意し、とりわけ「選挙された指揮官に対して責任はもてない」
との立場をくり返している。結局、この問題に関しては、エーベルト
がグレイナーの提案を受けた形で、「ハンブルク条項」は、帰還野戦
軍と海軍には当面のところ適用されないとということで落着し、その内
容の実現はみられなかった。³⁶

さらに、全国労兵評議会大会では、五三人委員会の解散、あるいは
縮小が議事日程にのぼった。議論は、五三人委員会が政治に関心をも
ちすぎており、業務にも堪能でなく費用もかかりすぎるとする社会民
主党のランツベルクやノスケと五三人委員会代表のトストのあいだで
展開された。トストは、「ハンブルク条項」を強く支持する一方、委
員会が「海軍省および二名の次官の了承を得て、海軍の動員解除を実
施するために全海軍から選出された」と、その正統性を主張したが、
社会民主党が多数を占める大会は、ほぼ満場一致で、委員会の縮小を
可決した。なお、この提案をおこなったのが、バイエルン海軍評議会
代表（シェーベルレ）で、キール兵士評議会の代表（プファフ）もノ
スケを支持したことをみると、一部の水兵評議会のあいだに、委員会

の活動に対して批判的な姿勢のあったことがわかる。³⁷
大会直後、五三人委員会は、特別声明文を作成し、ノスケが「まっ
たく非議会的なやりかたで、委員会の存在権を否定した」と攻撃し、
次のように結んだ。

「われわれは、革命の先駆者たるわれわれが定めた目標への道をさえ
ぎらないように要求する。われわれは、若い社会主義共和国という目
標のために、このうえなく誠実な業務の遂行と誠実な努力をとおして、
海軍の威信を守りつづけるであろう。」³⁸

ノスケは、これに反論し、委員会を「独立社会民主党の出先機関」
と決めつけている。「委員会は、自分とシャイデマンを『氏』と呼び、
ハーゼとフォクトヘルを『同志』と呼んでいる」、と。³⁹

五三人委員会は、大会決議にもかかわらず、ただちに縮小されはし
なかった。委員会の背後には、なお「人民海兵団」の軍事力があつた
し、各地のおおたの水兵評議会も委員会を支援していた。しかし、
一八年一月末から、ベルリンの情勢がますます社会民主党の有利に
傾くにつれ、つまりは革命勢力が後退するにつれ、五三人委員会の非
勢は避けられなくなる。

五

一月二八日、独立社会民主党の委員が、人民委員政府から脱退し、
社会民主党との合同連立は崩壊した。脱退の直接的原因は、一月二四
日のクリスマスに社会民主党が「人民海兵団」に対して帰還部隊を投
入した事件であつたが、その背後には、軍事政策（たとえば、「ハン
ブルク条項」）と軍部に対する両党の基本方針の対立があつた。脱退
した独立社会民主党委員にかわり、社会民主党のノスケとルドルフ・

ヴィッセルが入閣し、人民委員政府は、社会民主党の単独政権となった。また、独立社会民主党が、全国労兵評議会大会で選出された「共和国中央評議会」（これは、従来の労兵評議会執行評議会にかわるもので、二七名で構成された）への参加も拒否したため、これも社会民主党の支配するところとなった。ノスケは、政府で軍事問題を担当し、やがて革命派制圧のために「義勇軍」の編成に着手することになる。

年が明けると、左翼革命派陣営は、社会民主党政府打倒をめざして「革命委員会」を形成し、いわゆる「一月闘争」（一月五日～二日）が展開されたが、義勇軍の投入により革命派の敗北に終わった。この事件のさなか（一月八日）、五三人委員会のアルバースとヴェンゴラは、「共和国中央評議会」に次の提案を出している。

「流血の惨事を阻止するために、われわれは、人民委員評議会に対して次の緊急依頼をおこなう。

政府の三名のメンバー（エーベルト、シャイデマン、ノスケ）を罷免し、そのかわりに二名の独立社会民主党員と一名の共産党員を内閣に加えることによって、闘争の原因をとりぞく⁴⁶。」

もちろん、この提案は、社会民主党の牛耳る「共和国中央評議会」によって、交渉の基盤にはなりえないという理由で、全会一致で拒否された。

一方、五三人委員会の干渉に嫌気のさした海相マンは、一月九日に健康を理由に辞職した。代理として、マクシミリアン・ロッゲ提督が業務を引き継いだ。これは、将校団と兵の双方に受け入れられる適切な人物がみつかるまでの暫定措置であった。政府は、将校団の信頼を得ているアドルフ・フォン・トロータ提督を後任として予定していた。しかし、トロータは、一八年一〇月末に大洋艦隊参謀長の任にあ

り、艦隊出撃命令の作成にあたっていたこともあって、当然、五三人委員会の反発が予想された。一月一五日の政府と共和国中央評議会の合同会議では、トロータが候補にあがっていることに対して、「各方面」から抗議が起こっているとの指摘があったが、エーベルトは、トロータも候補の一人だが、なお決定にいたっていないので口外を禁じると述べた。彼にとつて、新海相は五三人委員会の「使い走り」であつてはならなかつた⁴⁷。

海相後任人事は難航した。それは、五三人委員会の側からも、後任海相としてパーシエ（退役海軍大尉で平和主義者）かプスタウ（元Uボート機関兵）を候補として提案したからでもあつた⁴⁸。ノスケは、五三人委員会との不必要な対立を回避するために、海相後任問題を国民議会招集（二月六日に予定されていた）のあとまで延期し、そのあいだに委員会を無力化する方針をとつた。結局、トロータが海軍本部（海軍省を改称）長官に就任したのは、三月二六日のことであつた。

五三人委員会は、すでに一月二日に二五名に削減されていた。さらに委員会を完全に排除しようとする動きは、前述の一月一五日の合同会議での発言にみられる。

「五三人委員会は、五名に削減されなければならない。委員会そのものを解体するか、もしくは行動委員会に格下げする提案をおこないたい。委員会は、法外な金を使ってばかげたことしかしていない⁴⁹。」

こうした情勢になかで、五三人委員会の敗北を決定づけたのは、一月一九日に政府が公布した「平時の軍における指揮権の暫定規定と兵士評議会の地位に関する命令」であつた。これは「ハンブルク条項」の実施に反対する軍部の立場を承認したもので、将校の権威の回復に決定的な意味をもつた。その骨子は、次のようなものである⁵⁰。

- ① 最高指揮権は人民委員評議会にある。
- ② 命令権は指揮官にある。指揮官は、人民委員評議会と直屬上官に責任をもつ。

③ 純粹に軍事的な命令については、兵士評議会の副署を必要としない。

④ 部下による上官の選挙はおこなわれない。

陸軍に対してなされたこの命令は、共和国中央評議会の同意を得て、一月二三日に海軍にも適用されることになった。

ベルリンでの革命派による「一月闘争」の敗北、さらにはブレーメン急進派の蜂起の鎮圧により、評議会運動はすでに下降線をたどり始めていた。ノスケは、一月二日に「以前には兵士評議会が権力要素であったが、いまやわれわれが権力要素となった」と述べ、二八日には「五三人委員会の活動は終わった」と発言した。⁴⁵

二月はじめ、政府は、一月一九日の命令を根拠にして、両海軍鎮守府とニーダーエルベの兵士評議会に、海軍中央評議会と五三人委員会を排除するとの指令を出した。そのかわりに、六名からなる代表の組織が認められたが、副署義務は廃止され、委員会は純粹な「審議」機関でしかなかった。なお、六名の代表は、北海とバルト海の両鎮守府管区から兵士各二名、両管区から労働者一名と職員一名とされ、兵士のうち少なくとも一名は、兵曹か下士官でなければならなかった。しかも、その選挙は、労兵評議会によっておこなわれないとされた。⁴⁶

こうした政府側の攻撃に対する海軍兵士たちの最後の抵抗は、二月七日にハンブルクで開かれた労兵評議会海軍会議の決議であった。これには、五三人委員会のかつてのメンバーも参加し、一月一九日の政府命令への抗議、ノスケの免職、海軍省の根本的再編などの提案が出された。さらに、会議は、ヴァイマルで開かれる国民議会に対して、

社会主義理念の貫徹と海洋の自由の確立を討議するよう要求した。ここには、兵たちの考える将来の海軍像が散見される。要求の重要な項目は、次のようなものである。⁴⁷

① ドイツの権力政策、世界政策の放棄。

② 艦隊の再建計画の放棄と海上警察への改変。

③ 有能な社会主義者を海相に任用し、無用で反動的な将校と官吏を罷免する権限をもたせること。

しかし、海軍会議のこの提案は、国民議会によってとりあげられることはなかった。そして、三月二八日、社会民主党のシャイデマン内閣は、国民議会で「暫定共和国海軍に関する法」を採択した。こうして、海軍ではゆっくりと、しかし確実に旧状態が回復され、海軍の再建は、ふたたび将校団の手に委ねられることになった。

革命当初、海軍と将校団の權威の崩壊は決定的にみえたので、兵による海軍の民主的運営の可能性は、それなりに存在していた。一八年一月二三日に、各地の水兵評議会の中央機関として、首都ベルリンで成立した「海軍五三人委員会（中央評議会）」は、海軍省の統制、監視を通して、この可能性を追求しようとしたものであった。

しかし、この可能性は、民主的海軍を保証する政府、さらには政治体制の確立をもって、はじめて実現されるものであった。したがって、社会民主党を中心とする政府が、旧軍指導部と提携して革命の進展を阻止し、将校団の權威を回復する方針を示すと、五三人委員会は、これと対決せざるえなかった。委員会は、当初より軍事改革実施の面では非妥協的であったが、さらに——その党派の立場が不統一であったにせよ——、しだいに政治的に急進化し、反社会民主党の傾向をもつ

にいたる。だが、一八年一二月末から、革命の力関係は、圧倒的に社会民主党の有利に傾き、ここに水兵の運動は一頓挫するのである。

一方、海軍将校団は、社会民主党、とりわけノスケによって「救われた」が、それは、将校団の社会民主党「ヴァイマル共和国に対する忠誠の確立を意味するものではなかった。たとえば、ヴァイマル共和国打倒をめざした二〇年三月の「カッブ＝リュトヴィッツ一揆」をいし、海軍指導部は、一揆派支持の立場をとり、共和国政府を支持する兵と対立することになる。こうして、海軍は、再び軍紀の解体と将校の権威の失墜の危機に直面するのである。

註

- (1) ヴァイルハルト・ムンホーフェンとキールの事件に関する研究は、牧肇『いとまがなが、とりあえず、木村靖二『兵士の革命：1918年』(東京大学出版会、一九八八年)と同書巻末の文献目録を参照されたい。
- (2) 革命期海軍の簡便な研究状況については、Bird, Keith W., *German Naval History. A Guide to the Literature*, New York/London 1985, pp.510-516.
- (3) Przewieslik, Michael, *Die Machtfrage in der November-Revolution 1918. Die Auseinandersetzung über Rolle und Funktion der Burokratie, des Militärs und der Wirtschaft*, Berlin 1989, S.39-44.
- (4) *Ibid.*, S.40. なお、一九年一月中旬、フォッケンがたむらひ社会派主席のカーン・キーンルが次官であった。Regierung der Volksbeauftragten 1918/19, II., bearb. v. Susanne Miller, Düsseldorf 1969, Nr.87, S.151 u.Nr.102, S.216, Anm.21.
- (5) *Marinerverordnungsblatt*, 1918, Nr.309, S.334 u.Nr.336, S.362.

(6) Dülfer, Jost, "Die Reichs-Kriegsmarine 1918-1939", in: *Handbuch zur deutschen Militärgeschichte 1648-1939*, Bd. IV: *Deutsche Marinegeschichte der Neuzeit*, hrsg. v. Militärgeschichtlichen Forschungsamt, München 1977, S.343. 正式の廃止は一九年七月二六日のことである。なお、海軍指導部長と軍令部長を兼任していたライントホト・シェーナウ提督は、一月一四日に次の言葉を残して退任した。「各将校は、上官の指示したがって職を去り、祖国と海軍のためと奉仕をせよと望む。」*Bundesarchiv = Militärarchiv in Freiburg i. Br.* (BA=MA), RM8(Kriegswissenschaftliche Abteilung der Marine)/1011, 《Der Chef des Admiralstabes der Marine an das Offizierkorps》(14.11.1918).

(7) Sprotte, Helmut, *Die Reichsmarine in ihrer organisatorischen Entwicklung seit der Revolution*, Berlin 1922, S.12.

(8) Kluge, Ulrich, *Soldatenräte und Revolution. Studien zur Militärpolitik in Deutschland*, Göttingen 1975, S.49 u.S.157. Zeisler, Kurt, "Die Revolutionäre Matrosenbewegung in Deutschland im Oktober/November 1918", in: *Revolutionäre Ereignisse und Probleme in Deutschland während der Periode der Großen Sozialistischen Oktoberrevolution 1917/1918*, Berlin 1957, S.213-224.

(9) 本誌「艦隊」一〇〇〜一一一頁。

(10) BA=MA, RM31(Marinestation der Ostsee)/2390, 《Forderungen der verschiedenen Räte》。

(11) *Ibid.*, RM20(Marinekommandoamt)/432, 《Denkschrift über die Tätigkeit des Obersten Marineamtes der Niederelbe》, S.15f.

- (21) Berthold, Lothar/Neef, Helmut, *Militarismus und Opportunismus gegen die Novemberrevolution*, Frankfurt a.M. 1978, Nr. 35, S. 168. この一冊は、ドイツの歴史を研究する上で、重要な資料である。 *Ursachen und Folgen. Vom deutschen Zusammenbruch 1918 und 1945 bis zur staatlichen Neuordnung Deutschlands in der Gegenwart*, hrsg. und bearb. v. Herbert Michaelis und Ernst Schraepfer, Bd. III : *Der Weg in die Weimarer Republik*, Berlin 1958, Nr. 745, S. 498f.
- (22) BA=MA, RM8/1010, 《Der Staatssekretär Reichs-Marine-Amt an alle Immediatstellen》(8.11.1918).
- (23) Kluge, *op. cit.*, S. 157. Rosentreter, Robert, *Blaujücken im Novembersturm. Rote Matrosen 1918/1919*, Berlin 1988, S. 155.
- (24) *Regierung der Volksbeauftragten*, I, Nr. 11, S. 42, Anm. 5.
- (25) *Ibid.*, Nr. 26, S. 139, Anm. 5. *Der Zentralrat der deutschen sozialistischen Republik 19.12.1918-8.4.1919*, bearb. v. Eberhart Kolb, Leiden 1968, Nr. 4, S. 31, Anm. 39. Bird, Keith W., *Weimar, the German Naval Officer Corps and the Rise of National Socialism*, Amsterdam, 1977, pp. 29-32. Wrobel, Kurt, "Zur Rolle der zentralen Marinesoldatenräte in der Novemberrevolution, in : *Zeitschrift für Militärgeschichte*, 8(1969)-3, S. 290f.
- (26) BA=MA, RM31/2373, 《Denkschrift des 53er Ausschusses(Zentralrat der Marine) über die Ausführung des Herrn Noske in der Reichs-Konferenz der Arbeiter- und Soldatenräte in Abgeordneten Hause, Berlin am 18. Dezember 1918》, S. 6.
- (27) Sprotte, *op. cit.*, S. 12. Wrobel, Kurt, *Die Volksmarinedivision*, Berlin 1957, S. 44. Huber, Ernst Rudolf, *Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789*, Bd. V : *Weltkrieg, Revolution und Reichserneuerung 1914-1919*, Stuttgart/Berlin/Köln/Mainz 1978, S. 807.
- (28) Lewis, L. W., *The Survival of the German Navy 1917-1920: Officers, Sailors and Politics*, Diss. phil., State University of Iowa 1969, p. 199.
- (29) Rosentreter, *op. cit.*, S. 157.
- (30) Lewis, *op. cit.*, p. 120, n. 84. Wichert, Karsten, "Die *Volksmarinedivision*" in Berlin 1918/19", in : *Marineforum*, 1981-9, S. 283f. これは「ドイツ海軍」の「ドイツ海軍」の歴史である。
- (31) Rosentreter, *op. cit.*, S. 158.
- (32) BA=MA, RM31/2373, 《Denkschrift des 53er Ausschusses》, S. 5.
- (33) Noske, Gustav, *Von Kiel bis Kapp*, Berlin 1920, S. 49. これは「ノスケの自伝」である。「ノスケの自伝」の最高級のホネン「ドクシーボーン」に「補給」の「日給を定めた。それは、年間一人当たりの給金○○○マルクである。……それは、重要な書類を急ぎ便で送るために送られたものである。」*Ibid.*, S. 48f.
- (34) Wrobel, *op. cit.*, S. 290.
- (35) Rosentreter, *op. cit.*, S. 158
- (36) BA=MA, RM31/2373, 《Denkschrift des 53er Ausschusses》, S. 7.
- (37) Baier, Karl, "Kreuzer *Augusburg* wird unter roter Flagge von Cuxhaven nach Hamburg geschickt", in : *Vorwärts und*

- nicht vergessen. *Erlebniserichte aktiver Teilnehmer der Novemberrevolution 1918-1919*, Berlin 1958, S.136. ちなみに「メンナー」は「兵隊」に「兵三人委員会の構成は、政治的な統一性がなかった。むしろメンナーの多数は、海軍の政治改革の頂点であり、革命の発展と影響を与えようとする意思が支配的だった。」Ibid., S.133. また「委員会が政治的な面では極めて詳細なメンナーであった。」Wrobel, op.cit., S.293, Anm.22.
- (82) 「政治綱領」の全文は『*Ursachen und Folgen*, III, Nr.552, S.32.
- (83) Baier, op.cit., S.135.
- (13) Müller, Richard, *Die Novemberrevolution*, Bd. II : *Von Kaiserreich zur Republik*, Wien 1925, S. 193. *Zentralrat*, Nr.44, S.330f., Anm.64. 「人民報兵団」誌載の「同じくこの決議を採りた」の語句は「海軍省の『海軍委員会』が、海軍中央評議会の十報（たゞいざ、海軍省の軍令部の学校と海軍の集会所、前掲の『中央評議会』を母体とした）を採りたことだ」という「海軍」への指撃や母語の「海軍省」BA=MA, RM20/9, 《Beamtenausschß des Reichs-Marine-Amtes an den Herrn Staatssekretär des Reichs-Marine-Amtes》(13.12.1918).
- (83) この大会は「海軍省評議会の『海軍省評議会』の『The First German Congress of Workers' and Soldiers' Councils and the Problem of Military Reforms』, in : *Central European History*, 1 (June 1968), pp.150-165.
- (84) BA=MA, RM8/1012, 《v.Mann an den Rat der Volksbeauftragten》(18.12.1918).
- (85) この指撃は「海軍省評議会」の『*Regierung der Volksbeauftragten*, II, Nr.62, S.3,6 u. 13. *Zentralrat*, Nr.4, S.30f.u.33f.
- (86) *Regierung der Volksbeauftragten*, II, Nr.62, S.14.
- (87) 大会の議事録は『Bird, *Weimar...*, pp.32-36.
- (88) BA=MA, RM31/2373, 《Denkschrift des 53er Ausschusses》, S.7.
- (89) *Ibid.*, RM8/1028, 《Der 53. Ausschuss》(24.12.1918).
- (90) *Zentralrat*, Nr.44, S.330f., Anm.64. また「一月九日には、メンナーのリーダーは海軍最高評議会が「レーニンと、シャインマン、ノスケ、ランツマンの諸君」を「独立社会民主主義陣」に「共産党員」に「社会民主主義員」に「各々なる」政府を要求した」とWrobel, op.cit., S.298f.
- (14) *Zentralrat*, Nr.52, S.419. *Regierung der Volksbeauftragten*, II, Nr.107, S.277.
- (82) *Ibid.*, Nr.177, S.302f.
- (83) *Zentralrat*, Nr.52, S.419.
- (84) *Ursachen und Folgen*, III, Nr.762, S.518-521. Huber, op.cit., S.936-939.
- (85) *Regierung der Volksbeauftragten*, II, Nr.114, S.287 u. Nr.121, S.333.
- (86) BA=MA, RM31/2382, 《Telegramm an Stationskommando Kiel》(12.2.1919). *Zentralrat*, Nr.78, S.561, Anm.68. Noske, op.cit., S.97. Huber, op.cit., S.943.
- (87) Spörte, op.cit., S.19f. Guth, Rolf, *Die Marine des Deutschen Reiches 1919-1939*, Frankfurt a. M. 1972, S.21f. Rahn, Werner, *Reichsmarine und Landesverteidigung 1919-1928. Konzeption und*

Führung der Marine in der Weimarer Republik, München 1976,
S. 35f.

(48) 拙稿『カッパーリユトウィッツ一揆』と海軍〔大阪府立大学『歴史研究』、二五号、一九八七年)、一〇一七頁。